

## 京都市北部山間移住促進地域助成金交付要綱

平成28年7月1日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、過疎化の進行が著しい京都市の北部山間地域において、人口減少や高齢化の進行に歯止めをかけ、伝統・文化、温かい地域コミュニティが息づく暮らしを将来へと引き継いでいくため、地域主体で実施される移住促進の取組に対する京都市北部山間移住促進地域助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 北部山間地域 別表1に掲げる地域とする。
- (2) 移住 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。
- (3) 移住者 定住することを目的に移住してきた者をいう。ただし、次に該当するものは除く。
  - ア 移住した日以前1年以内において、対象地域内に居住していたことがある者
  - イ 過去に本制度の助成対象移住者となった者
  - ウ 北部山間地域内で住所を変更した者
  - エ 福祉施設等に入所又は病院に入院等のために移住した者
  - オ 事業所への赴任のために、その期間の居住を前提に移住した者
  - カ その他、本制度の趣旨に照らし、対象として相応しくないと市長が判断した者

### (交付対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業は、移住促進のために行う、移住者受入れに向けた取組及び移住者の定着に向けた取組とし、次の各号のとおりとする。

- (1) 移住者受入れに向けた取組のうち、次に掲げるもの
  - ア 地域からの情報発信
  - イ 地域での移住相談
  - ウ 地域での暮らし体験イベント等の実施
  - エ 地域住民の機運を高める取組
  - オ 中・長期の居住体験のための住宅整備等
  - カ その他市長が認める事業

(2) 移住者の定着に向けた取組のうち、次に掲げるもの

- ア 移住者への地元の農産物、特産物等の提供
- イ 移住者の自治会費、テレビ共聴組合費等の負担
- ウ 移住者の北部山間地域の公共交通利用料の負担
- エ 移住者への暖房器具や除雪機等の提供
- オ 移住者を歓迎するイベントの実施
- カ その他市長が認めるもの

2 前項第2号の移住者の定着に向けた取組は、前項第1号の移住者受入れに向けた取組とあわせて行うものを交付対象とする。

(交付の対象団体)

第4条 助成金は、前条第1項第1号に掲げる移住者受入れに向けた取組を行う京都市地域コミュニティ活性化推進条例第2条第3号に定める地域自治を担う住民組織に対して交付する。

(助成金の額)

第5条 助成金は、予算の範囲内において、次の各号に定める額を交付する。

- (1) 第3条第1項第1号の移住者受入れに向けた取組は、別表2に掲げる区分ごとに、対象事業に要する経費に補助率を乗じて得た額、かつ上限額の範囲内とし、その合計額は年額1,000,000円以内とする。
- (2) 第3条第1項第2号の移住者の定着に向けた取組は、移住者が移住した日の属する年度から起算して3年度まで交付できるものとし、3年間の通算で、移住者一人につき100,000円以内、移住した日において18歳以下の者は200,000円以内とする。

2 次の各号に掲げる経費は、交付の対象外とする。

- (1) 団体等の維持・運営に係る経費
- (2) 固定資産の購入等に要する経費
- (3) 販売等営利を目的として調達する物品等に係る経費
- (4) その他市長が適当でないと認める経費

(交付の申請)

第6条 京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定による申請は、助成金の交付の対象となる事業実施日の14日前までに、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 京都市北部山間移住促進地域助成金交付申請書（第1号様式）
- (2) 京都市北部山間移住促進地域助成金収支予算書（第2号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び標準処理期間)

第7条 市長は、前条の規定による申請が到達してから14日以内に、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、京都市北部山間移住促進地域助成金交付決定通知書(第3号様式)により、不交付を決定したときは、京都市北部山間移住促進地域助成金不交付決定通知書(第4号様式)により、それぞれ当該団体に通知する。

(助成金の概算払)

第8条 交付の決定を受けた団体は、助成金の交付予定額の5分の4以内の額について概算払を受けることができる。

2 前項の規定による助成金の概算払を受けようとするときは、京都市北部山間移住促進地域助成金概算払請求書(第5号様式)を市長に提出するものとする。

(助成事業の内容変更、休止等の報告)

第9条 交付の決定を受けた団体は、事業の内容若しくは経費の配分の変更又は中止をしようとするときは、軽微な変更を除いて、あらかじめ京都市北部山間移住促進地域助成金計画変更・中止承認申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 助成目的達成のために関連する事業間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

(2) 助成目的の変更をもたらすものでなく、かつ、助成団体等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な助成目的達成に資すると考えられる場合

(3) 助成目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部の変更である場合

(4) 事務費間の流用で、流用先の経費に対する流用額の比率が極めて低い場合

3 経費の配分を変更しようとするときは、第1項の規定による申請書に、変更内容を反映した第6条第2号の規定による書類を添えて提出しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、これを審査し、止むを得ないと認めるときは、これを承認し、交付決定団体に通知する。

(実績報告)

第10条 交付の決定を受けた団体は、事業が完了した後1箇月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 京都市北部山間移住促進地域助成金実績報告書(第7号様式)

- (2) 京都市北部山間移住促進地域助成金収支決算書（第8号様式）
- (3) 領収書の写し
- (4) 事業実績を証する成果物，事業の実施状況が判断できる写真等
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 交付の決定を受けた団体は，本市が実施する広報活動に当たり，前項第4号に規定する成果物，写真等を提供するなど，協力するものとする。

（交付額の確定）

第11条 市長は，前条の規定による報告があった場合において，適当と認めるときは，助成金の交付額を確定し，京都市北部山間移住促進地域助成金交付額確定通知書（第9号様式）により，通知する。

（助成金の請求）

第12条 交付額の確定を受けた団体は，京都市北部山間移住促進地域助成金請求書（第10号様式）を市長に提出するものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか，本事業の実施に関し必要な事項は文化市民局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は，平成28年7月1日から施行する。

（遡及適用）

1 第3条第1項第2号の移住者の定着に向けた取組の対象となる移住者は，平成26年4月1日以降に移住した者に適用する。

別表 1

行政区	地域名
北区	中川, 小野郷, 雲ヶ畑
左京区	花脊, 久多, 広河原, 大原
右京区	水尾, 宕陰, 京北

別表 2

区 分	助成率	限度額
ア 地域からの情報発信	100%	50万円
イ 地域での移住相談	100%	50万円
ウ 地域での暮らし体験イベント等の実施	80%	50万円
エ 地域住民の機運を高める取組	100%	10万円
オ 中・長期の居住体験のための住宅の整備等	90%	100万円
カ その他市長が認める事業	50%	20万円





第2号様式（第6条関係）

京都市北部山間移住促進地域助成金収支予算書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請団体の住所（主たる事務所）	申請団体の名称及び代表者の氏名
	電話 ー

1 収 入

項 目	金額（円）
1 助成金	
2 その他	
合 計	

2 支 出

事業の内容	金額（円）
合 計	

第3号様式（第7条関係）

京都市指令 第 号  
年 月 日

様

京都市長  
(担当： )

京都市北部山間移住促進地域助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった京都市北部山間移住促進地域助成金について、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

1 事業の名称

2 交付予定額 円

3 交付の条件

- (1) 事業の変更又は中止をしようとするときは、京都市長の承認を得なければならない。
- (2) 事業が完了した後1箇月以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければならない。  
なお、特に必要があると認めるときは、事業の終了前に、助成金の交付予定額の5分の4以内の額について概算払することができる。
- (3) この助成金が交付された後、次の事項に該当すると認められる場合は、助成金の交付金額の全額又は一部を返還しなければならない。
  - ア 不正の手段により、助成金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
  - イ 助成金の交付の目的以外に助成金を使用したとき。
  - ウ 京都市北部山間移住促進地域助成金交付要綱第9条第4項の規定により、変更又は中止の承認を受けたとき。
  - エ 助成金の全部又は一部を使用しなかったとき。
  - オ 京都市北部山間移住促進地域助成金交付要綱の規定に違反したとき。

第4号様式（第7条関係）

京都市指令 第 号  
年 月 日

様

京都市長

京都市北部山間移住促進地域助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった京都市北部山間移住促進地域助成金について、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので通知します。

記

1 事業の名称

2 不交付の理由

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第5号様式（第8条関係）

京都市北部山間移住促進地域助成金概算払請求書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請団体の住所（主たる事務所）	申請団体の名称及び代表者の氏名  <div style="text-align: right;">⑩</div> <div style="text-align: right;">電話 ー</div>

京都市補助金等の交付等に関する条例第21条第2項の規定により、補助金の概算払を請求します。	
交付決定日	年 月 日
交付予定額	円
補助金の請求額	円

第6号様式（第9条関係）

京都市北部山間移住促進地域助成金計画変更・中止承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請団体の住所（主たる事務所）	申請団体の名称及び代表者の氏名   電話 ー ⑩

年 月 日付けで助成金の交付決定の通知を受けた事業の計画を、下記のとおり変更・中止したいので承認願います。

記

1 事業の名称

2 変更・中止の内容

3 変更・中止の理由





第8号様式（第10条関係）

京都市北部山間移住促進地域助成金収支決算書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請団体の住所（主たる事務所）	申請団体の名称及び代表者の氏名
	電話 —

1 収 入

項 目	金額（円）
1 助成金	
2 その他	
合 計	

2 支 出

事業の内容	金額（円）
合 計	

※領収書の写しを添付してください。

※その他，市長が必要と認める書類の提出をお願いする場合があります。

第9号様式（第11条関係）

京都市指令 第 号  
年 月 日

様

京都市長

京都市北部山間移住促進地域助成金交付額確定通知書

年 月 日付け, 京都市指令 第 号をもって交付決定した京都市北部山間  
移住促進地域助成金については, 下記のとおり補助金交付額を確定したので, 通知します。

記

事業名	
補助金交付予定額	円 (概算払 円, 基本払 円 )
補助金確定交付額	円 (概算払 円, 基本払 円 )

第10号様式（第12条関係）

京都市北部山間移住促進地域助成金請求書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請団体の住所（主たる事務所）	申請団体の名称及び代表者の氏名   電話 - <span style="float: right;">㊟</span>

京都市補助金等の交付等に関する条例第21条第1項の規定により、補助金の支払いを請求します。	
交 付 額 確 定 日	年 月 日
事 業 名	
補 助 金 の 請 求 額	金 円